

議 事 録

| | | |
|-------------------|---|---|
| 会議の名称 | 令和4年度第4回国民健康保険運営協議会 | |
| 開催日時 | 令和4年10月4日(火) 午後2時00分 開会 ・ 午後3時30分 閉会 | |
| 開催場所 | 環境プラザ「つばさ館」3階 研修室 | |
| 議長(委員・会長) | 委員 川口 知子 | |
| 出席者(委員)氏名 (人数) | 委員 須永 定雄 委員 宇津木 二郎 委員 大野 嘉博 委員 元山 猛 委員 池袋 賢一 委員 天野 勉 委員 田畑 たき子 委員 関井 昭 | 委員 森田 正治 委員 大野 政己 委員 齊藤 正身 委員 増田 俊和 委員 中野 文夫 委員 海沼 秀幸 委員 樋口 直喜 15人 |
| 欠席者(委員)氏名 (人数) | 委員 市村 博子 委員 山木 綾子 委員 田中 昇 | 委員 島崎 賢一 委員 柴田 潤一郎 5人 |
| 議事録署名人 | 委員 須永 定雄 委員 海沼 秀幸 | |
| 事務局職員氏名 | 保健医療部部長 財政部参事兼収税課長 収税課副課長 国民健康保険課長 国民健康保険課副参事 国民健康保険課副課長 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課副主幹 国民健康保険課主査 | 渡邊 靖雄 荷田 晋 福島 秀樹 小野寺 雅樹 佐藤 尚美 米山 隆 岡田 英之 小野澤 勝美 加藤 英也 |
| 会議次第 | 1 開 会 2 挨 拶 3 議 題 (1) 会長の選出について (2) 令和4年度第3回協議会(書面開催)での御意見・御質問等について (3) 国保税について 4 閉 会 | |
| 配布資料 | 1 次第 2 川越市国民健康保険運営協議会委員名簿(R4.10.4出欠) 3 資料1 令和4年度第3回川越市国民健康保険運営協議会御意見・御質問 4 参考資料1 保険税水準の統一について 5 参考資料2 均等割額の推移 | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| | 6 川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等の改定について（答申）（案） |
|--|---------------------------------------|

| 議 事 の 経 過 | |
|--------------|---|
| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 事務局 | <p>1 開 会</p> <p>○会議資料の確認</p> |
| 事務局 | <p>2 挨拶</p> |
| 事務局 | <p>3 議 題</p> <p>(1) 会長の選出について</p> <p>それでは、本日の議題に移らせていただきたいと思います。</p> <p>まず、会長の選出につきまして、ご協議いただきたいと思います。</p> <p>本日、市村副会長が欠席となっておりますことから、ご協議に先立ちまして、議長の選出についてお諮りさせていただきます。今年度、第1回の協議会におきましても議長の職をお取りいただきました、</p> <p>年長の天野委員さんに会長の選出をお願いし、その後、ご就任いただきました会長さんに、以降の議事をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> |
| 委員 (臨時議長) | <p>○傍聴希望者の確認 (なし)</p> <p>○欠席委員報告</p> <p>正副会長は、国民健康保険法施行令第5条及び川越市国民健康保険に関する規則第3条の規定により、公益を代表する委員のうちから選挙することになっております。</p> <p>選挙は、公益を代表する委員で協議し、指名推薦をしていただくということで、いかがですか。</p> <p>～異議なし～</p> |
| 委員 (臨時議長) | <p>ご異議がございませんので、そのように決定いたします。公益代表の委員さんはいかがでしょう。</p> |
| 委員 | <p>協議はされておりますので、指名推薦させていただきます。</p> <p>川口委員を本会会長にご推薦申し上げます。</p> |
| 委員 (臨時議長) | <p>ただいま、川口委員を本会会長に推薦する旨のご発言がありました。ただ、他にご発言はございますか。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| | <p>他にご発言がなければ、指名推薦のありました川口委員を会長に選出することにご異議ございませんか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、川口委員を本会会長に選出することに決定いたしました。</p> <p>それでは、川口委員さんに会長就任のご挨拶をお願いいたしまして、私の役目を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 会長 | <p>○川口会長就任の挨拶</p> <p>○議事録署名委員指名（須永委員、海沼委員）</p> |
| 事務局 | <p>（２）令和４年度第３回協議会（書面開催）での御意見・御質問等について</p> <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑</p> |
| 委員 | <p>資料１ 議題（４）保険税についての９にある４０歳から６５歳の生活保護受給の方は、国保を喪失し、介護保険からも外れるとのことだが、復帰することもあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>生活保護制度を抜け、医療保険に戻る時は、元の制度に戻ることになります。生活保護を受給されている場合は、介護保険を利用する際は、生活保護の制度より実費が補填されると伺っております。</p> |
| 委員 | <p>７０歳か７５歳になると生活保護受給の方も介護保険に自動加入することではなかったのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>６５歳以上の方は、その介護保険の資格が継続し、介護保険料は自己負担ではなく、生活保護の制度から補填されるとのことです。</p> |
| 委員 | <p>資料１ 議題（２）データヘルス計画の７では、健康寿命について埼玉県と川越市が、６５歳以上で健康で自立した生活を送れる期間として示されているが、巷では、男性の場合は、７２歳以上としていると思うが、川越市の健康寿命が違うようだが、どうなのでしょう。</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | 健康寿命の概念として健康で自立生活を送れるというところでは変わりはないと思いますが、川越市を含めた埼玉県は、算出にあたって介護保険の要介護2になる前までを健康寿命としてその年齢を出していると同っております。 |
| 委員 | <p>埼玉県の市町村のほとんどで、赤字財政で、どこの市町村も同様の協議会が開かれているかと思うが、他市町村の状況はいかがでしょうか。</p> <p>税率を上げる市町村がほとんどだと思うが、ほかに特徴的な取り組みをしているところはあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | 確定ではなく予定となりますが、令和5年度に向けた税率改正見込みを県が取りまとめた一覧表があり、税率、限度額、均等割額のいずれかを改正をする市町村が多くなっております。 |
| 会長 | 税率改正以外でなにか他市の赤字解消の取り組みはありますでしょうか。 |
| 事務局 | 税率改正以外ですと、賦課限度額を変えるところが大部分で、未定の市町村もありますが、税率と賦課限度額を変えるところも約10自治体くらいある状況にあります。 |
| 委員 | 以前みた各市町村のデータベースによると入間市が財政上優等生であったと思うが、今は赤字になってしまっているのでしょうか。 |
| 事務局 | 直近の入間市の状況は不明ですが、以前入間市が黒字であることを伺った際は、基金があると聞いており、基金がなくなってくると取り崩すお金がなくなり、自然と赤字になってくる可能性があるのではないかと考えられます。 |
| 委員 | 国民健康保険は、国県から補助されたり、国県へ納めたりとお金の出入りが激しく理解が難しいところがあります。財政上優等生だった市町村も赤字になっていたりすることもあり、ほとんどの市町村で税率改正に頼らざる得ないのかなと思います。ほかに特定健診を受けましょうと自治会でもポスターを掲示しているがどの程度の人が見ているのかと、とても難しい判断かなと思います。 |
| 事務局 | (3) 国保税について |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 委員 | <p>○事務局から資料に基づき説明</p> <p>○質疑</p> <p>速やかに県の保険税水準を統一に向けて保険税を上げないと、保険税水準に到達しないということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そのとおりでございます。</p> |
| 会長 | <p>平成30年度からの県の計画に沿って市町村ごとに保険税の改定に取り組んでいます。その中で令和9年度保険税水準統一の目標があるので、値上げやむなしという考えがあります。</p> <p>他の都府県においては、保険税水準統一の目標もなく、そもそも計画がないところがあります。御意見・御質問の(4)保険税についての中には計画自体の見直しとの御意見もあったようです。</p> |
| 委員 | <p>参考資料1の3川越市保険税率の推移について、川越市は、市町村標準保険税率の推移と比べた場合、均等割額は市町村標準保険税率に近づけるには相当な力が必要であります。一方所得割率は、仮に7.35%から6.86%に下げますとした場合、所得状況によって個々の保険税の変更幅は、変わってくるかと思えます。川越市の均等割額が低くて良いということだけではなく、県内の保険税統一に向け、なるべく毎年平均的・段階的に上がっていくのがよろしいかと思えます。</p> <p>もう1点ですが、参考資料1の1に原則として「埼玉県内において」とありますが、国としては、このような保険税の統一の動きはあるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>現状としては、保険税水準の統一化は、都道府県ごとに統一する段階であり、全国的にという状況ではございません。</p> |
| 委員 | <p>川越市保険税率と市町村標準保険税率と開きがあるわけですが、県内で高い保険税がかかるところと、低いところがあるわけですが、統一に向け低い市町村は、負担がかかってくることになりませんが、県の保険税水準統一の設定はどのようにされたのでしょうか。市町村標準保険税率自体を引き下げることができるのか。財政状況をみると市町村標準保険税率を適用しないと県としては、先行きがうまくいかないのかといった税率の議論がこれから可能なのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>県で示されている標準保険税率については、県内でかかっている医</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 委員 | <p>療費等の全体費用に対して、県が人口等様々の要素を加味し、黒字に運営するため、各市町村で案分し、費用を請求するための仕組みを基に、医療費等の状況により毎年変動はありますが示されております。</p> <p>市町村によって保険税の高い低いがあり、市町村の要望を伝えることができるのか、標準保険税率は県が一方的な設定をしたのか。保険税は、ある意味では、県民、市民の最低限の生活を保障するための政策でもあり、財政状況もあるかと思うが、最低限の保険税で医療水準を維持していくことも必要かと思うが、そのような市民の負担を減らすための標準保険税率の要望をあげることは、できるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>財政ワーキンググループというこの標準保険税率など含め、国保運営のための事務方から管理者まで各市町村の意見交換する集まりがあり、県に現状を報告する場がございます。委員さんのご指摘のとおり、保険税が高くない、赤字が解消されている自治体においても保険税水準統一に向け、保険税を上げなければならず、非常に厳しい意見等出てる状況でございます。</p> |
| 委員 | <p>標準保険税率に対して、市の意見が反映できるよう取り組んでいただきたいと思います。保険税を上げるとは、財政状況を鑑みてのことだが、この秋にコロナ禍もあり、物価の値上げが続いていることもあります。国民健康保険は、自営業やフリーランスや年金生活者が加入していることから、市民の最低限の生活を維持するために、値上げを若干延期するといった面の意見を答申に据えていただければと思います。</p> |
| 会長 | <p>御意見ということでよろしいでしょうか。この審議会に出た意見を財政ワーキンググループ等あるかと思しますので、ご意見していただき、ぜひ反映できればと思います。</p> |
| 委員 | <p>課税限度額については、ある程度所得のある方が対象でしょうから、このまま進めていただきたいと思います。均等割額については、モデルケースなど見ますと所得が150万ぐらいより少ないと減免・軽減措置がかかるようです。通常年金単身だと200万から250万ぐらいなので、このくらいまで軽減措置の対象を増やし、均等割額については、公平に賦課するものですので、500万ぐらいの中間層には、しっかり支払ってもらう必要があるかと思えます。また1,000万、2,000万の所得のある人は、1%か2%いるかわかりませんが、ある程度の所</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| 事務局 | <p>得のある方には、しっかり賦課し、支払ってもらうというのが原則だと思います。軽減措置できる対象となる基準所得を増やすことはできないのでしょうか。</p> <p>軽減措置については、物価上昇に伴う所得水準など、全体的な上昇などの影響を考え国の法令で決まっているものでございます。川越市におきましてもそれに合わせて軽減基準を定めているところでございます。ただ今後については、物価上昇が続いておりますので、厚生労働省が総務省、財務省の両省に令和4年に提出した令和5年度税制改正要望によりますと、国保税の低所得者にかかる軽減判定の所得の見直しについても盛り込んでいるとのことがございますので、国の水準に合わせて本市でも対応してまいりたいと考えております。</p> |
| 委員 | <p>今後、軽減措置の基準所得の額の上乗せになるかもしれないとのことで、改正案でやむをえないと思っております。</p> |
| 会長 | <p>意見は以上でよろしいでしょうか。これまでのご意見等を踏まえた答申書の案を作成したいと思います。</p> <p>～休憩～</p> |
| 会長 | <p>答申の案ということでお配りさせております。会長不在のもと副会長のもとで市長より諮問がございました。本日会長が決まり、事務局との十分な調整ができないところもありましたが、今までと本日いただいた御意見を踏まえて作成した案文となっております。</p> |
| 事務局 | <p>答申案読み上げ</p> |
| 会長 | <p>御意見の中には、改正の延期という具体的な意見もございましたが、「慎重な」という文案にそのような意見も含めさせていただきました。</p> |
| 委員 | <p>「慎重な意見」という答申案には、どの程度改正の抑制力というのか、あるのでしょうか。</p> |
| 会長 | <p>今回、答申書がまとまりましたら、市長に答申いたします。その際、具体的な中身についてもお話できますが、保険税についての御意見で改正はやむをえないは5件、慎重・延期は3件、未提出は10件もな</p> |

| 議 事 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 議題・発言内容・決定事項 |
| | <p>かったと思いますが、改正はやむをえないという意見が多いことを、真摯に受け止め、苦渋の決断ではありますが、答申をまとめさせていただきます。「一方…慎重な意見」ということにどのくらいに意味合いがあるかどうかは最終的には、市長の決断でしかなく、国民健康保険の運営協議会としては、改正はやむをえないのほうが多く、この答申案が総意ということであれば、答申として市長に提出いたします。</p> |
| 委員 | <p>7月5日の諮問では、川越市国民健康保険税の課税限度額及び税率等のとあるが、今回の答申案には賦課限度額及び税率等となっているがよろしいのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>課税限度額が正しいものとなります。 訂正。</p> |
| 会長 | <p>ほかにご意見ございますでしょうか。 なければ、(案)を消していただき、こちらを答申としてまとめさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>事務局からその他何かありますか。</p> |
| 事務局 | <p>次回の開催につきましては、本日と同じく、つばさ館にて、令和5年2月2日(木)又は3日(金)午後2時から、令和5年度予算を中心議題としての開催を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>また答申の日程についてはお決まりでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>10月18日(火)午前9時から調整しているところでございます。</p> |
| 会長 | <p>4 閉 会 以上で、本日予定されておりました議事すべてが、皆様の御協力をおもちまして、滞りなく終了いたしました。これをもって会議を閉じます。</p> |

上記議事録の正当なることを証し、ここに署名する。

委員

委員
